

特殊建築物等の調査方法、判定基準(案)

特殊建築物等の調査は、別表(い)欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表(ろ)欄に掲げる調査方法により、別表(は)欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表(特殊建築物等の調査の項目及び項目ごとの調査方法等)

(い)調査項目		(ろ)調査方法	(は)判定基準 要是正		
1	敷地・地盤				
1.1	地盤の状況	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視で確認する	建物周辺に陥没が見られ、安全性を著しく損ねていること	
1.2	敷地の状況	敷地内排水の状況	目視で確認する	排水管が詰まり、汚水が溢れ悪臭を発生しており、衛生上問題があること	
1.3	避難通路等の管理状況	避難通路の確保状況	目視で確認する	道路等までの避難通路が確保されていないこと	
1.4		有効幅員の確保状況	設計図書等により確認、又はスケール等で計測し確認する	避難通路の有効幅員が不足していること	
1.5		避難通路の支障物の状況	目視で確認する	避難通路に支障物があること	
1.6	塀等	ブロック塀・コンクリート塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認、又はスケール等で計測し確認する	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと	
1.7		ブロック塀・コンクリート塀等の劣化・損傷状況	目視及び下げ振り等で計測し確認する	構造に影響のあるひび割れ、傾斜が生じていること	
1.8	擁壁等の劣化・損傷状況	擁壁等の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	著しい傾斜、ひび割れが見られること又は目地部より土砂が流出していること	
1.9		擁壁等の水抜きパイプの維持保全状況	目視及び双眼鏡等で確認するとともに、手の届く範囲は鉄筋棒等を挿入し確認する	水抜きパイプが詰まっていること	
1.10	屋外機器等(配電塔、電力等引込柱、外灯等)の劣化・損傷状況	機器本体の劣化・損傷状況	目視で確認する	機器本体に著しい錆や腐食が発生していること	
1.11		支持部材等の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	機器等の足元に錆が発生しておりぐらつきが見られること又は支持部分の緊結不良や緊結金物が著しく腐食していること	
2	建物外部				
2.1	基礎	沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等から確認する	建具開閉に不具合を生じており、地盤沈下に伴うひび割れが見られること	
2.2		劣化・損傷状況	目視で確認する	礎石のずれ又はコンクリート面に著しいひび割れ等があること又は鉄筋露出、欠損があること	
2.3	土台(木造に限る)	沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等から確認する	地盤沈下により安全上支障があること	
2.4		劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	木材に著しい腐朽又は接合金物に著しい錆や腐食等があること	
2.5	外壁(外部から見える柱・はりを含む) 躯体等	壁面、軒裏及び延焼のおそれのある部分の開口部の防火対策の状況	前回の調査以後に確認を要しない規模の修繕や模様替え等(以下、「改変等」という)が行われた場合に、設計図書等により外壁の材料及び防火性能を確認する	法第23条又は法第24条又は法第25条の規定に適合しないこと	
2.6		木造の外壁躯体の劣化・損傷状況	北側壁面や床下、屋組大壁内部、足元部分、浴室・厨房周りの部材を重点的に目視及び双眼鏡等で確認する	木部分が著しく腐朽していること又は接合金物類が著しく腐食等していること	
2.7		組構造の外壁躯体の劣化・損傷状況	開口部(窓、出入口等)上部のまぐさや庇取合部等を重点的に目視及び双眼鏡等で確認する	れんがや石に割れやズレ等があること	
2.8		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	目地モルタルの著しい欠落やブロック積みに変位があること	
2.9		鉄骨造の外壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	鋼材に著しい錆や腐食等があること	
2.10		鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	コンクリート面に著しい白華、ひび割れ等があること又は鉄筋露出、剥落等があること	
2.11		外装仕上げ材等	タイル、モルタル、石貼り等の劣化・損傷状況	開口隅部、水平打継部、コーナー部、パラペット部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマー等により打診して確認し、その他の部分は目視及び双眼鏡等で確認する なお、竣工後又は外壁改修後10年を超えかつ前回調査以後に詳細な点検を実施していない場合においては、落下により歩行者等の人命損傷のおそれのある部分については全面的にテストハンマー等により打診して確認する(別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く)	外壁タイル等に著しい白華、ひび割れ、浮き等があること又は剥落等があること
2.12			金属系パネル(カーテンウォールを含む)の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	パネル面及び取合い部が著しい錆等により変形していること
2.13			コンクリート系パネル(カーテンウォールを含む)の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	錆汁を伴ったひび割れや欠損等があること

(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準 要正	
2.14	窓サッシ等	サッシ等の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等又は可動により確認する	サッシ等の腐食や緩みにより変形していること	
2.15		窓周りの可燃性物品の状況	目視及び双眼鏡等で確認する	開口部近傍に可燃性の物品の集積があること	
2.16		はめ殺し窓のガラスの固定状況	触診で確認する	令第39条及び建告昭和46年第109号の規定に適合していないこと	
2.17		外壁に緊結された看板・空調室外機等の劣化・損傷状況	機器本体の劣化・損傷状況	目視で確認する	機器本体に著しい錆や腐食が発生していること
2.18		支持部材等の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	機器等の足元に錆が発生しておりぐらつきが見られること又は支持部分の緊結不良や緊結金物が著しく腐食していること	
3	屋上・屋根				
3.1	屋上面の状況	屋上面の劣化・損傷状況	目視で確認する	ひび割れと反りあがりが見られ、歩行上危険であること又は伸縮目地材が欠落し、部分的に植物が繁茂していること	
3.2	屋上回りの状況(屋上面を除く)	パラベット(立上り面)の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	モルタル面にひび割れが見られ、著しく白華が発生していること又はパネルが破損していること	
3.3		笠木モルタル、人研ぎ等の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	モルタル面に浮きを伴った著しいひび割れが見られること又は剥落していること	
3.4		金属笠木の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	笠木が著しく錆、腐食していること又は笠木接合部にゆるみが見られ、部分的に変形していること	
3.5		排水溝(ドレイン含む)の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	排水溝のモルタルに著しいひび割れが発生しており、部分的に浮き上がりが見られること	
3.6		屋根(屋上面を除く)	屋根ふき材の防火対策の状況	変更等があった場合には、設計図書等により屋根ふき材の防火性能を確認する	特定行政庁が防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあつては、令第22条の規定に適合しないこと
3.7		屋根ふき材の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認し、触診等で確認する	屋根ふき材に割れや緊結金物に錆に伴う著しい腐食が見られること	
3.8	機器・工作物(クーリングタワー、広告塔、高架、高置水槽、フェンス、柵等)の劣化・損傷状況	機器、工作物本体及び接合部の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	機器本体に著しく錆が発生していること又は接合部に錆が発生しておりぐらつきが見られること	
3.9		支持部材等の劣化・損傷状況	目視、テストハンマー等により打診して確認及び触診等で確認する	支持部分の緊結不良や緊結金物が著しく腐食していること	
4	建物内部				
4.1	防火区画	たて穴区画の状況	変更等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第9項の規定に適合しないこと	
4.2		面積区画の状況	変更等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第1項～第8項の規定に適合しないこと	
4.3		異種用途区画の状況	変更等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第12項及び第13項の規定に適合しないこと	
4.4		防火区画の外周部	スパンドレル等の防火区画外周部の処置状況	変更等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第10項の規定に適合しないこと
4.5			スパンドレル等の劣化・損傷状況	目視で確認する	スパンドレルや網入りガラスに割れ等があること
4.6	内壁(内部から見える柱・はりを含む)	躯体	木造の内壁躯体の劣化・損傷状況	北側壁面や床下、屋組大壁内部、足元部分、浴室・厨房周りの部材を重点的に目視及び双眼鏡等で確認する	
4.7		組積造の内壁躯体の劣化・損傷状況	開口部(窓、出入口等)上部のまぐさや庇取合部等を重点的に目視及び双眼鏡等で確認する	れんがや石に割れやズレ等があること	
4.8		補強コンクリートブロック造の内壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	目地モルタルの著しい欠落やブロック積みに変位があること	
4.9		鉄骨造の内壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	鋼材に著しい錆や腐食等があること	
4.10		鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の内壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	コンクリート面に著しい白華、ひび割れ等があること又は鉄筋露出、剥落あること	
4.11		防火性能の確保状況(防火区画を構成する壁等の場合)	所定の防火性能の確保状況	変更等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条及び令第115条の2の2の規定に適合しないこと
4.12			部材の劣化・損傷状況	目視で確認する	各部材及び接合部に穴や破損があること
4.13			界壁等の状況	変更等があった場合には、設計図書等により確認又は点検口等から目視により確認する	令第114条の規定に適合しないこと
4.14			鉄骨の耐火被覆の損傷状況	変更等があった場合には、目視で確認又は点検口等から確認する	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること
4.15			ダクト周囲、配線・配管等区画貫通部の充填等処理状況	変更等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第15項及び第16項の規定又は令第129条の2の5の規定に適合しないこと
4.16	内装材の防火性能の維持保全状況		変更等があった場合には内装材の防火性能を設計図書等により確認する	令第35条の2及び令第129条の規定に適合しないこと	

(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準 要正	
4.17	床	躯体	木造の床躯体の劣化・損傷状況	北側壁面や床下、屋組大壁内部、足元部分、浴室・厨房周りの部材を重点的に目視及び双眼鏡等で確認する	木部分が著しく腐朽していること又は接合金物類が著しく腐食等していること
4.18			鉄骨造の床躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	鋼材に著しい錆や腐食等があること
4.19			鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	コンクリート面に著しい白華、ひび割れ等があること又は鉄筋露出、剥落あること
4.20		防火性能の確保状況（防火区画を構成する床の場合）	所定の防火性能の確保	変更等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条及び令第115条の2の2に適合しないこと
4.21			部材の劣化・損傷状況	目視で確認する	各部材及び接合部に穴や破損があること
4.22			ダクト周囲、配線・配管等区画貫通部の充填等処理状況	変更等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第15項及び第16項の規定又は令第129条の2の5の規定に適合しないこと
4.23	天井		内装材の防火性能の維持保全状況	変更等がおこなわれている場合には内装材の防火性能を設計図書等により確認する	法第35条の2及び令第129条の規定に適合しないこと
4.24		天井部材等及び仕上げ材等の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等又はテストハンマー等により打診して確認する	天井部材等又は仕上げ材等に浮き、痛み等の劣化・損傷又は剥落等がある	
4.25		耐震対策（大規模空間天井）	設計図書等又は目視及び双眼鏡等で確認する	大規模空間の天井に耐震対策がないこと	
4.26	防火設備（扉）	設置状況	区画に対応した防火扉等の設置状況	変更等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.27		構造	必要な部分のくくり戸の設置状況	変更等があった場合には設計図書等により又は目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.28			閉鎖作動時の危害防止対策の状況	重量の大きい防火扉等を重点に計測し確認する	平成17年国交告第1392号に適合しないこと
4.29			随時閉鎖式扉の運動用感知器の設置状況	目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.30			防火扉の開き勝手等の状況	目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.31		劣化・損傷状況	本体と枠の劣化・損傷状況	目視で確認する	防火扉等が閉鎖しないこと又は扉本体と枠の異常・損傷により閉鎖に支障となること
4.32			ヒンジ、ドアクローザー等の金物の劣化・損傷状況	目視で確認する	防火扉等が閉鎖しないこと又はヒンジ、クローザー等の金物の異常・損傷により閉鎖に支障となること
4.33		作動状況	防火扉等の作動状況	定期的な作動点検の結果を確認、又は各階主要な防火扉の開閉を確認する	防火扉が閉鎖しないこと
4.34		障害物等の状況	閉鎖障害となる物品の放置状況	目視で確認する	防火扉等が閉鎖しないこと又は防火扉の閉鎖軌跡内に物品等が置かれ防火扉等の閉鎖に支障があること
4.35			常時閉鎖の防火扉の維持保全状況	目視で確認する	常時閉鎖の防火扉が開放状態に固定されていること
4.36	防火設備（防火シャッター等）	設置状況	区画に対応した防火シャッター等の設置状況	変更等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.37		構造	区画に対応した連動機構の設置状況	目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.38			必要な部分のくくり戸の設置状況	変更等があった場合には設計図書等により又は目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.39			危害防止機構の設置状況	目視及び触診で確認する	平成17年国交告第1392号の規定に適合しないこと
4.40		劣化・損傷状況	ガイドレール、まぐさの錆・変形等の劣化・損傷状況	目視で確認する	防火シャッター等が閉鎖しないこと又はガイドレール、まぐさ等の錆や変形等により防火シャッター等の閉鎖に支障があること
4.41		作動状況	防火シャッター等の作動状況	定期的な作動点検の結果を確認、又は各階主要な防火シャッター等の開閉を確認する	防火シャッター等が開閉しないこと
4.42			危害防止機構の作動状況	定期的な作動点検の結果を確認、又は各階主要な防火シャッター等の危害防止装置が機能するかを確認する	危害防止機構が作動しないこと
4.43	障害物等の状況	閉鎖障害となる物品の放置状況	目視で確認する	閉鎖軌跡内に物品等が放置されていること等防火シャッター等の閉鎖に支障となること	
4.44	機器（照明器具、懸垂物等）	耐震対策	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	目視及び双眼鏡等で確認する	照明器具や懸垂物に著しい錆、腐食やゆるみや変形等があること
4.45		障害物等の状況	防火設備の操作性の確保状況	目視で確認する	防火設備の操作に支障があること

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準 要是正	
4.46	居室の採光・換気	採光の確保状況	採光のための面積の確保状況	変更等があった場合には設計図書等により確認又はスケール等で計測し確認する	法第28条第1項及び令第19条の規定に適合しないこと
4.47		採光の妨げとなる物品の放置状況	目視で確認する	採光の妨げとなる物品等が放置されていること	
4.48		換気設備の状況	換気のための面積の確保状況	変更等があった場合には設計図書により確認する	法第28条第2項及び令第20条の2の6の規定に適合しないこと
4.49			換気設備の設置状況	変更等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認又はスケール等で計測し確認する	法第28条第2項、令第20条の2、令第20条の3の規定に適合しないこと
4.50			換気設備の作動状況	定期的な検査の結果を確認する、又は主要な換気設備の作動を確認する	換気設備が作動しないこと
4.51			換気の妨げとなる物品等の放置状況	目視で確認する	換気の妨げとなる物品等が放置されていること
4.52	石綿を添加した建築材料の状況	除去、封じ込め、囲い込みによる飛散防止対策の状況	設計図書等又は分析結果により石綿を添加した建築材料等の施工状況を確認し、施工されている場合は目視及び双眼鏡等で確認する	法第28条の2の規定に適合しないこと	
4.53		封じ込め、囲い込みによる飛散防止対策の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	飛散防止対策に亀裂や剥落等があること	
5 避難施設等・非常用進入口等					
5.1	避難経路	居室からの避難経路等の確保状況	変更等があった場合には設計図書等により確認する なお、令第121条に規定する場合には、2以上の避難経路等の確保状況を同様に確認する	令第120条、及び令第121条の規定に適合しないこと	
5.2		幅員の確保状況	変更等があった場合には設計図書等により確認、又はスケール等で計測する	廊下の幅については令第119条の規定に適合しないこと	
5.3		物品等の放置状況	目視で確認する	避難の支障となる物品等が放置されていること	
5.4	避難出口	出口の確保状況	変更等があった場合には、設計図書等により確認、又は目視で確認する	令第118条又は令第125条又は令第119条及び令第124条及び令第125条の規定に適合しないこと	
5.5		物品等の放置状況	目視で確認する	物品等が放置されており扉等の開閉に支障となること	
5.6	屋上広場	屋上広場の確保状況(5以上の階を百貨店の売場の用途とする場合)	目視で確認する	令第126条の規定に適合しないこと	
5.7	避難バルコニー	避難バルコニーの確保状況	変更等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第121条の規定に適合しないこと	
5.8		手すり等の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	手すり本体に著しい錆や腐食が発生していること、又は足元が腐食しグラついていること	
5.9		障害物、可燃物の放置状況	目視で確認する	障害物や可燃物が集積されていること	
5.10		避難器具の操作性の確保状況	目視及び作動により確認する	避難ハッチが開閉できないこと	
5.11	階段	階段の状況(共通)	所定の幅員の確保状況	変更等があった場合には、設計図書等により確認又はスケール等により計測する	令第23条及び令第24条又は令第25条及び令第124条の規定に適合しないこと
5.12			手すりの設置状況	目視で確認する	令第25条の規定に適合しないこと
5.13			障害物や可燃物の放置状況	目視で確認する	通行に支障となる障害物があること又は可燃物が集積されていること
5.14		屋外階段の状況	屋内と階段との間の防火区画の確保状況	変更等があった場合には設計図書等により確認又は目視により確認する	令第121条の2及び令第123条の規定に適合しないこと
5.15		特別避難階段の状況	付室等の構造、面積の確保状況	変更等があった場合には設計図書等により特別避難階段の位置、防火区画の状況を確認する	令第122条及び令第123条の規定に適合しないこと
5.16			付室の排煙設備の設置状況	変更等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	昭和44年建告第1728号の規定に適合しないこと
5.17			付室の排煙設備の作動状況	定期的な検査の結果を確認、又は主要な排煙設備の作動を確認する	排煙設備が作動しないこと
5.18			付室の自然排煙窓の状況	目視及び作動により確認する	自然排煙窓が開放できないこと
5.19			付室の物品や可燃物の放置状況	目視で確認する	付室等に物品等や可燃物が集積されていること
5.20	排煙設備等		防煙区画の設置状況	変更等があった場合には設計図書等により確認する	令第126条の3の規定に適合しないこと
5.21		可動式防煙垂れ壁の劣化・損傷状況	目視で確認する	防煙垂れ壁に亀裂、破損又は変形等があること	
5.22		可動式防煙垂れ壁の作動状況	定期的な検査の結果を確認、又は主要な可動式防煙垂れ壁の作動を確認する	可動式防煙垂れ壁が作動しないこと	
5.23		排煙設備の状況	排煙設備の設置状況	変更等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第126条の2の規定に適合しないこと
5.24			排煙設備の作動状況	定期的な検査の結果を確認、又は主要な排煙設備の作動を確認する	排煙設備が作動しないこと
5.25		自然排煙口の維持保全状況	目視で確認及び開閉を確認する	自然排煙口が開閉しないこと、又は物品等により排煙に支障があること	

(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準 要正	
5.26	その他 の設備 等	非常用進入口等の状況	非常用進入口等の設置状況	変更等があった場合には設計図面等により確認又は目視で確認する	令第126条の6及び令第126条の7の規定に適合しないこと
5.27			非常用進入口等の維持保全状況	目視で確認する	進入口の内側に物品等が放置されており、進入の障害になること
5.28		非常用エレベーターの状況	乗降ロビーの構造、面積の確保状況	変更等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第129条の13の3の規定に適合しないこと
5.29			乗降ロビーの排煙設備の設置状況	変更等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第129条の13の3の規定に適合しないこと
5.30			乗降ロビーの排煙設備の作動状況	定期的な検査の結果を確認、又は主要な排煙設備の作動を確認する	排煙設備が作動しないこと
5.31			乗降ロビーの付室の自然排煙窓の状況	目視及び作動により確認する	自然排煙窓が開放できないこと
5.32			乗降ロビーの物品等の放置状況	目視で確認する	乗降ロビーに物品や可燃物等が放置されていること
5.33			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの定期検査結果を確認、又は非常用エレベーターの作動を確認する	非常用エレベーターの定期的な検査が行われていないこと
5.34		非常用照明装置の状況	非常用の照明装置の設置状況	変更等があった場合には設計図面等により確認又は目視で確認する	令第126条の5の規定に適合しないこと
5.35			非常用照明装置の作動状況	定期的な検査の結果を確認、又は主要な非常用照明装置の作動を確認する	非常用照明装置が作動しないこと
5.36			非常用照明装置の妨げとなる物品等の放置状況	目視で確認する	非常用照明装置の妨げとなる物品等がないか目視で確認する
6			その他		
6.1		特殊な 構造等	膜構造建築物の膜体・取付部材等の維持保全状況	膜体及び取付部材の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認又は定期的な点検の結果を確認する
6.2	膜張力及びケーブル張力の状況			目視又は双眼鏡等で膜のたるみから確認又は定期的な点検の結果を確認する	膜張力又はケーブル張力が低下していること
6.3	免震構造建築物の免震層及び免震装置の維持保全状況		免震装置の劣化・損傷状況（免震装置が可視状態にある場合）	目視で確認又は定期的な点検の結果を確認する	ビット内に汚泥等が堆積していること
6.4			上部構造の可動状況	目視で確認又は定期的な点検の結果を確認する	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること
6.5	避雷設備の状況	避雷針、避雷導線等の劣化・損傷状況	目視で確認する	避雷針及び避雷導線が腐食又は破損又は破断していること	
6.6	煙突	外壁付煙突・屋上突出煙突	煙突本体及び建物との接合部のひび割れ等の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	煙突本体と建物の接合部に著しいひび割れ、肌分かれがあること
6.7			付帯金物の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	付帯金物に著しい錆や腐食があること
6.8		独立煙突	煙突本体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	煙突本体に著しいひび割れ、錆汁、鉄筋露出、剥落等があること
6.9			付帯金物の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	アンカーボルトやステイ等に著しい錆、腐食や緊結不良等があること